

IC キャッシュカード規定

多摩信用金庫

1. カードの利用

- (1) 当金庫が発行する IC チップでお取引のできるカード（カードローンカードを含みます。以下、「IC キャッシュカード」といいます。）のうち、普通預金（総合口座取引の普通預金のほか利息を付さない旨の約定のある普通預金を含みます。以下、同じです。）の IC キャッシュカード、貯蓄預金の IC キャッシュカード（これらを「たましん IC キャッシュカード」といい、以下、「本件カード」といいます。）は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。
 - ① 当金庫所定の IC キャッシュカードが利用できる、当金庫および当金庫がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下、「入金提携先」といいます。）の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「ATM」といいます。）を使用して普通預金または貯蓄預金（以下、これらを「預金」といいます。）に預入れをする場合
 - ② 当金庫所定の IC キャッシュカードが利用できる、当金庫および当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下、「支払提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「ATM」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合
 - ③ 当金庫所定の IC キャッシュカードが利用できる、当金庫および支払提携先のうち当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下、「振込提携先」といいます。）の自動振込機（振込を行うことのできる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「ATM」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込をする場合
 - ④ 当金庫所定の IC キャッシュカードが利用できる、当金庫の ATM を使用して預入資金を預金口座からの振替により払戻し、当金庫の総合口座取引の定期預金または通帳式定期預金（対象とする定期預金の金額、種類等は、当金庫が定めるものとします。）、定期積金、普通預金、貯蓄預金、当座勘定に預入れまたはカードローンの返済をする場合
 - ⑤ その他当金庫所定のお取引をする場合
- (2) 法人の IC キャッシュカードの利用については、上記規定にかかわらず、当金庫本支店およびキャッシュカード提携金融機関（入金提携先および支払提携先の金融機関）、提携金庫（入金提携先および支払提携先および振込提携先の信用金庫）に設置された ATM でのみ利用することができます。
- (3) 当金庫所定の IC キャッシュカードが利用できる ATM を使用してお取引を行う場合、磁気ストライプが併載されている本件カードであっても IC チップによるお取引となります。前記第 1 号、第 2 号、第 3 号の ATM 以外の ATM および自動機については、磁気ストライプが併載されている本件カードであれば、磁気ストライプによるお取引が可能です。

2. ATM による預金の預入れ

- (1) ATM を使用して預金に預入れをする場合には、ATM の画面表示等の操作手順にしたがって、ATM に本件カードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。なお、本件カードと通帳を併用した預入れはできません。
- (2) ATM による預入れは、ATM の機種により当金庫または入金提携先所定の金種に限ります。また、1 回あたりの預入れは、当金庫または入金提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

3. ATM による預金の払戻し

- (1) ATM を使用して預金の払戻しをする場合には、ATM の画面表示等の操作手順にしたがって、ATM に本件カード（または本件カードと通帳）を挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) ATM による払戻しは、ATM の機種により当金庫または支払提携先所定の金額単位とし、1 回あたりの払戻しは、当金庫または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1 日あたりの払戻しは、当金庫所定の金額の範囲内とします。

- (3) 前項にかかわらず、当金庫および支払提携先の ATM による 1 日あたりの払戻しについて当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。
- (4) ATM を使用して預金を払戻す場合に、払戻請求金額と第 7 条第 2 項に規定する ATM 利用手数料金額との合計金額が払戻すことのできる金額（当座勘定を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、その払戻しはできません。

4. ATM による定期預金等の預入れ

ATM を使用して預入資金を預金口座から振替により払戻し、定期預金、定期積金、普通預金、貯蓄預金、当座勘定に預入れをする場合には、ATM の画面表示にしたがって、ATM に預入預金通帳または預入預金口座の IC キャッシュカードを挿入したうえ、画面表示等の操作手順に従い、本件カードを挿入し、届出の暗証番号、金額を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

5. ATM による振込

- (1) ATM を使用して振込資金を預金口座から振替により払戻し、振込をする場合には、ATM の画面表示等の操作手順にしたがって、ATM に本件カードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 前項の振込依頼をする場合における 1 回あたりの振込は、当金庫または振込提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1 日あたりの振込は、当金庫所定の金額の範囲内とします。
- (3) 前項にかかわらず、第 1 項の振込をする場合における当金庫および振込提携先の ATM による 1 日あたりの振込について、当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。

6. ATM による振替入金取引

- (1) ATM を使用して振替資金を預金口座から振替により払戻し、当金庫所定の別の預金口座へ振替える場合には、ATM の画面表示等の操作手順にしたがって、ATM に所定の方法で振替入金先口座の通帳（または預入預金口座の IC キャッシュカード）および本件カードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、本件カード利用口座の通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) ATM による振替は当金庫所定の取扱時間内とし、1 回あたりの振替金額は当金庫所定の金額の範囲内とします。なお、振替金額が本件カード利用口座の払戻しのできる金額をこえるときは取扱いできません。
- (3) この振替を利用できる預金は、当金庫が別に定めたものに限りません。

7. ATM 利用手数料等

- (1) 入金提携先の ATM を使用して預金を預入れする場合には、入金提携先所定の ATM 利用に関する手数料（以下、「ATM 利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (2) ATM を使用して預金の払戻しをする場合には、当金庫または支払提携先所定の ATM 利用手数料をいただきます。
- (3) ATM 利用手数料は、預金の預入れおよび払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その預入れ、払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、入金提携先または支払提携先の ATM 利用手数料は、当金庫から入金提携先または支払提携先に支払います。
- (4) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、振込提携先の振込手数料は、当金庫から振込提携先に支払います。

8. 代理人による預金の預入れ、払戻しおよび振込

- (1) 代理人（本人と生計をともにする親族 1 名に限ります。）による預金の預入れ、払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証番号を届出てください。この場合、当金庫は代理人のための本件カード（以下、「代理人カード」といいます。）を発行します。ただし、法人の代理人カードおよび IC2WAY カードの代理人カードについては発行しません。
- (2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は預金者本人の名義となります。
- (3) 代理人カードの利用についても、この規定を適用します。

9. ATM 故障時等の取扱い

- (1) 停電、故障等により当金庫の ATM による取扱いができない場合には、窓口営業時間内にかぎり当金庫本支店の窓口で本件カードにより預金の預入れをすることができます。なお、定期預金についてはこの取扱いをしません。
- (2) 停電、故障等により当金庫の ATM による取扱いができない場合には、窓口営業時間内にかぎり当金庫が ATM 故障時の取扱いとして定めた金額を限度として、当金庫本支店の窓口で本件カードにより預金の払戻しをすることができます。なお、定期預金および定期積金についてはこの取扱いはしません。
- (3) 前記第 1 項、第 2 項による預入れおよび払戻しをする場合には、本件カードを提出し、所定の入金伝票に本件カードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、または払戻請求書に本件カードの口座番号、氏名、金額および届出の暗証番号を記入のうえ、当金庫所定の手続きに従ってください。この場合、払戻請求書に住所、電話番号等の記入を求めることがあります。
- (4) 停電、故障等により ATM による取扱いができない場合には、窓口営業時間内にかぎり第 2 項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。
- (5) 第 1 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号に規定された当金庫所定の IC キャッシュカードが利用できる ATM が故障した場合、本件カードの IC チップ機能に障害が発生した場合、または磁気ストライプ機能に障害が発生した場合などには、IC チップによるお取引やその他の提供機能の利用ができなくなります。この場合、磁気ストライプが併載されている本件カードであっても、磁気ストライプによるお取引ができなくなることがあります。

10. カードによる預入、払戻し金額等の通帳記入

本件カードにより預入れた金額、払戻した金額、ATM 利用手数料金額および振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当金庫・提携信用金庫 (Hi-Co 通帳対応) の ATM および通帳記帳機で使用された場合または当金庫本支店の窓口で提出された場合に行います。なお、預入れまたは払戻した金額とは別に、ATM 利用手数料金額と振込手数料金額は合算で通帳に記帳します。

11. カード、暗証番号の管理等

- (1) 当金庫は、ATM の操作の際に使用された本件カードが、当金庫が本人に交付した本件カードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号が一致することを当金庫所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。
- (2) 本件カードは他人に使用されないように保管してください。暗証番号は生年月日、電話番号等の他人に類推されやすい番号を使用しないでください。また、他人に知られないよう管理してください。
- (3) 本件カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちに本件カードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。第 12 条（偽造カード等による払戻し等）および第 13 条（盗難カードによる払戻し等）に定めている場合を除いてこの通知の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。この場合には、通知後すみやかに当金庫所定の届出書を当金庫に提出してください。

1 2. 偽造カード等による払戻し等

偽造または変造カード（法人の本件カードは含みません。）による払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当金庫が善意かつ無過失であって、本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は当金庫所定の書類を当金庫に提出し、本件カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当金庫の調査に協力するものとします。

1 3. 盗難カードによる払戻し等

(1) 本件カード（法人の本件カードは含みません。）の盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当金庫に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① 本件カードの盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
- ② 当金庫の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
- ③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫へ通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前記第2項の規定は、前記第1項にかかる当金庫への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金の払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日より後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 前記第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん責任を負いません。

- ① 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - (ア) 本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合
 - (イ) 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合
 - (ウ) 本人が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
- ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して本件カードが盗難にあった場合

1 4. 届出事項の変更、カードの再発行等

(1) 氏名、代理人、暗証番号、その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から書面によって当金庫に届出てください。第12条（偽造カード等による払戻し等）および第13条（盗難カードによる払戻し等）に定めている場合を除いて、この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) 本件カードの偽造、盗難、紛失等の場合の本件カードの再発行は、当金庫所定の手続きを行った後に行います。この場合、相当の期間を置き、また保証人を求めることがあります。

(3) 本件カードを再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

(4) 暗証番号は、前記第1項によるほか、当金庫所定のATMを利用して変更することができます。ATMの画面

表示等の操作手順にしたがって、ATMに本件カードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定事項を入力してください。この場合、前記第1項における書面による届出の必要はありません。

15. ATMへの誤入力

ATMの使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。なお、預入提携先、支払提携先、振込提携先のATMを使用した場合の預入提携先、支払提携先または振込提携先の責任についても同様です。

16. 解約、カードの利用停止等

- (1) 預金口座を解約する場合または本件カードの利用を取りやめる場合には、その本件カードを当金庫に返却してください。なお、普通預金規定、貯蓄預金規定により、当金庫からの通知により預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。
- (2) 本件カードの改ざん、不正使用など当金庫が本件カードの利用を不適当と認めた場合には、その使用をおことわりすることがあります。この場合、当金庫からの請求がありしだい直ちに本件カードを当金庫に返却してください。
- (3) 次の場合には、本件カードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認書類の提示を受け、当金庫が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ① 第17条（譲渡、質入等の禁止）に定める規定に違反した場合
 - ② 預金口座について、最終の預入れまたは払戻しから当金庫が別途表示する一定の期間が経過した場合
 - ③ 本件カードの偽造、変造、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合

17. 譲渡、質入等の禁止

本件カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

18. 規定の適用

この規定に定めのない事項については、当金庫「普通預金規定」、「総合口座取引規定」、「貯蓄預金規定」、「定期預金規定」、「定期積金規定」、および「振込規定」により取扱います。

19. 規定の変更等

- (1) 本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況変化、その他相当の事由があると認められる場合には、予め、店頭または当金庫ホームページに規定を変更する旨および変更内容・変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める1ヵ月以上の相応な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上
(2020.4改定)